特別養護老人ホーム　さくら苑

施設介護サービス利用契約書

利用者　　（以下「甲」という。）と事業所　社会福祉法人玉寿会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム　さくら苑（以下「本施設」という。）の施設サービス利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第１条　乙は、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービスを提供します。

２　　乙は、施設サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会に従って、甲に対し施設サービスを提供します。

（契約期間）

第２条　甲は、令和　　年　　月　　日から第１３条から第２２条に基づく契約の終了があるまで、本契約の定めるところに従い乙が提供する施設サービスを利用できるものとします。

（運営規程の概要）

第３条 この運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（施設サービス計画の作成・変更）

第４条 乙は、本施設の介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務に誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。

２　担当介護支援専門員は、甲の心身の状況及びその有する能力、おかれている環境等の評価に基づき、甲が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう、本

施設の他の従業者と協議の上、施設サービス計画案を作成し、それを甲及び後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

3　施設サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。

4　乙は、次のいずれかに該当する場合には、第 1 条に規程する施設サービスの目標に従い施設サービス計画の変更を行います。

①　甲が心身の状況等の変化により当該施設サービス計画を変更する必要がある場合

②　甲が施設サービス計画の変更を希望する場合

5　乙は、前項に定める施設サービス計画の変更を行う際には、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

（施設サービスの内容及びその提供）

第５条 乙は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、甲に対し施設サービスを提供します。各種サービスの内容は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2　乙は、甲に対し前条により甲のための施設サービス計画が作成されるまでの間は甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

3　乙は、甲の施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

4　甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧および自費による謄写を求めることができます。

ただし、この閲覧及び謄写、乙の業務に支障のない時期に行うこととします。

（身体的拘束その他の行動制限）

第６条　乙は、甲または他の利用者等の生命また身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

2　乙が甲に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合には、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。

また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には、身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる時期について十分に説明します。

３　乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合、前条第３項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。

① 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる時期及び実施された期間

② 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要

③ 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人はなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要

（協力協議）

第７条　甲は、乙が甲のため施設サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければならない。

（苦情対応）

第８条　乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した施設サービスについて甲及びその後見人、甲の家族又は身元引受人からの苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

２　乙は、甲が苦情申し立て等を行ったことを理由として甲に対し不利益な取り扱いすることはできません。

（金銭管理）

第９条　甲は乙に対し、乙が別に定める預かり金規程に従い、日常的な生活費用に関する金銭出納管理を委託することができます。

２　甲が前項の委託を行う場合には、乙は甲及びその後見人、甲の家族又は身元引受人に対して、預かり金規程の内容及び手続き等について説明し、預かり金規程を貼付した委託契約書を取り交わします。

（医療体制）

第１０条　乙は、配置の医師及び看護職員に常に甲の健康状態に注意させ、必要に応じて健康維持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導する。

２　乙は、甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡をとるなど必要な対応を講じます。

（費用）

第１１条　乙が提供する施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

２　甲は、提供するサービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を乙に支払います。

３　乙は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

４　乙は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、１ヶ月前までに甲に対し文章により通知し、変更の申し出を行います。

５　甲は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更同意書を交わします。

（秘密保持）

第１２条　乙及びその従業員は、適正な理由がない限り、その業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

２　乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲、甲の家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、甲、甲の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文章により同意を得ます。

（甲の解約権）

第１３条　甲は、７日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することが出来ます。

（乙の解除権）

第１４条　乙は、甲が次の各号に該当する場合は、３０日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。

一　甲が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を６ヶ月以上滞納したとき。

二　甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護をつくしてもこれを予防出来ないとき。

三　甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、乙にお

いて十分な介護を尽くしてもそれを防止出来ないとき。

四　甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし改善の見込みがないとき。

五　甲またはその家族等によるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動（カスタマーハラスメント）が認められ、重大な事情を生じさせたとき

（契約の終了）

第１５条　次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一　甲が、医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後３ヶ月以内に退院出来る見込みがないとき、又は入院後３ヶ月を経過しても退院出来ないことが明らかなとき。

二　甲が、要介護認定において非該当又は要介護２以下と判定された場合。

三　甲が、死亡したとき。

（契約終了後の退所を清算）

第１６条　甲は、この契約終了後ただちに本施設を退所します。

２　契約期間中に契約が終了した場合サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるとき、乙は甲に対し相当額を返還します。

３　この契約の終了により甲が本施設を退所することになったとき、乙はあらかじめ甲の受入れ先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、甲の円滑な退所のために必要な援助を行います。

（入院期間中の取扱い）

第１７条　乙は、甲が医療施設へ入院する必要が生じた場合であって、入院後３ヶ月以内に退院することが見込まれる場合は、やむを得ない事情を除き、甲が退院後に本施設に円滑に入所することが出来るようしなければなりません。

二　前項の場合において、甲の入院中の本施設の費用（居室を確保する場合）については、別紙重要事項説明書に定める利用料金（居室料）を甲に支払います。

三　甲が入院している間、甲が本施設で使用しているベッドを乙が他の利用者のため短期入所生活介護に活用することに、甲が文章にて同意する場合は、甲は前項の利用者負担金を支払う必要はありません。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第１８条　乙は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに玉名市及び関係機関並びに甲の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

二　前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

三　前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することが出来ます。

（利用者代理人）

第１９条　甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることが出来ます。

二　甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

（身元引受人）

第２０条　身元引受人は連帯保証人を兼ねる者とし、本契約に基づく利用料等の施設に対する経済的な債務につき、入所者と連帯しその履行責任を負います。

（身元引受人の債務負担の極度額は、50 万円を限度とします。）

・甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

・契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入れ先の確保に努める事。

・甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

（合意管轄）

第２１条　この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本県地方裁判所玉名支部を管轄裁判所とすることに合意します。

（協議事項）

第２２条　この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証２通を作成し、甲乙各署名押印して１通ずつを保有します。

令和　　年　　月　　日

利用者　甲　　住　所

氏　名　　印

代理人（選任した場合）住　所

氏　名　　印

身元引受人（家族等）　住　所

氏　名　　印

事業者　乙　　住　所　　熊本県玉名市伊倉北方１５３３番地

事業者（法人名）　　社会福祉法人　玉寿会

施設名　　介護老人福祉施設　　さくら苑

（事業所番号）　　（４３７０６００３２４）

理　事　長　　山　田　　勝　徳　　印